

函館市監査公表第 5 号

函館市長から，定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 28 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 経 経
令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	経済部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 12 月 25 日	提出日	令和 8 年 2 月 10 日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
はこだてみらい館については、駅前・大門地区の賑わいの創出を目的に入館者数の目標を年間 1 2 万人として平成 2 8 年に開業し、以来約 8 年間で約 1 2 億円の公費を投入してきたが、財務部が作成した公共施設カルテによると過去最多を記録した令和 6 年度の入館者数も約 6 万 7 千人にとどまり、年間収支は約 1 億 2 千万円の赤字となっている。 経済部では、観光客利用の想定と視認性を確保し入館者数の増加へつなげるため、平成 2 9 年 3 月にキラリス函館ビル壁面へ看板を設置し、平成 3 0 年 4 月に利用料を値下げする対策をしているが、これまで、はこだてみらい館の費用対効果についての検証は一度も行っていない。 同公共施設カルテによると、経済部が同一ビル内にはこだてみらい館と同じ目的で設置しているはこだてキッズプラザは、年間約 5 千 4 百万円の赤字で令和 6 年度は約 1 1 万人の入館があり、はこだてみらい館の 2 分の 1 以下の費用負担で約 6 割多い入館者を確保している。また、駅周辺に立地し、教育・文化の向上および観光振興を目的として企画部が所管する青函連絡船記念館摩周丸については、年間約 1 千 3 百万円の赤字で令和 6 年度は約 7 万 5 千人の入館があり、はこだてみらい館の約 9 分の 1 の費用負担で約 1 割多い入館者を確保している。 本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んできていることも踏まえ、はこだてみらい館について毎年約 1 億 2 千万円の費用負担に見合う駅前・大門地区の賑わいの創出効果が得られているか検証されたい。			
措置内容、対応・考え方			
賑わい創出に対する効果につきましては、毎年実施している歩行者通行量調査において、キラリス函館前の歩行者通行量が、前身である旧和光ビルの閉店後（平成 26 年度調査）と比べて増加していることや、はこだてみらい館を目的として函館駅前を訪れる市民や修学旅行生、観光客なども多いことから、本施設は、中心市街地の賑わい創出に一定の役割を果たしているものと考えております。			

また、本施設は、賑わい創出に加え、子どもの好奇心や創造力を育む場の提供、観光客に対する函館の魅力の発信など、教育的・公益的な機能も担っているものと認識しております。

一方で、本施設が賑わい創出にどの程度寄与しているかについては、効果の数値化や、歩行者通行量の変化の要因分析が難しいことなどから、これまで十分な検証には至っておりませんでした。

しかしながら、ご指摘のとおり、市の厳しい財政状況や本施設の運営経費を踏まえると、利用促進や使用料収入の増加に努めることはもとより、設置目的である「中心市街地の賑わい創出」についても、可能な限り効果を把握し、検証していく必要があるものと考えております。

そのため、今後におきましては、アンケートの実施などによるデータの収集・分析を通じて、賑わい創出効果の検証に努めてまいります。

函 経 経
令和 8 年(2026 年) 6 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，
次のとおり通知します。

部 局 名	経 済 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 12 月 25 日	提出日	令和 8 年 2 月 10 日
監 査 項 目 等	予 算 の 執 行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
商工業振興費で予算執行している函館臨空工業団地市有地内草刈業務について、仕様書では区画 A から J までを業務対象と図示していたが、予定価格は、区画 C ・ D を除いた面積で記載されており、入札時に示した業務対象の区画と対象面積は一致していなかった。 経済部では、作業の着手直前にこの誤りが判明したものの、契約担当部局との協議を経ず、受託者と口頭で協議したうえで区画 C ・ D を除外し、契約上の業務範囲と実際の履行範囲が異なったまま業務を履行させ、完了検査までを行っていた。 これらのことは、契約事務に係る関係規則等の定めを意識せずに事務を執っていたことが原因の一つと思料されるが、地方自治体の契約は、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきものであることから、委託する業務の内容、範囲、事業費の算出方法等を十分に精査することはもとより、契約書はその意思表示の内容の合致を表示し、かつ、これを証するために取り交わす文書であることを意識したうえで、予算の執行に当たっては、法令等にのっとり適切な事務手続を執られたい。			
措置内容、対応・考え方			
函館臨空工業団地市有地内草刈業務の実施にあたっては、契約事務を行う際に複数の職員で仕様書を確認し手続きを行うほか、今回指摘のありました契約事務手続きを終えた後に誤りが発覚するなど、善後策が必要となった場合には、自己判断のみで業務を履行させるのではなく、契約担当部局と協議した上で、法令等にのっとり適切な事務の執行に努めてまいります。			